

○厚生労働省告示第七十二号

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号）第二条第一項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域

（法第二条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所）

第一条 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第五十五号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（平成十三年厚生労働省告示第二百二十四号。以下「平成十三年療養所告示」という。）第一項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

2 法第二条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所は、平成十三年療養所告示第二項各号に掲げるハンセン病療養所とする。

(法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域)

第二条 法第二条第一項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域は、次のとおりとする。

一 行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定によりらい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)第一条の規定による廃止前のらい予防法(昭和二十八年法律第二百十四号)附則第二項の規定による廃止前の癩予防法(明治四十年法律第十一号)が施行されていた地域

二 朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)が施行されていた地域

三 共通法(大正七年法律第三十九号)の施行後の同法第一条第二項の樺太

四 旧南洋庁による癩療養所の設置後の南洋群島